

倫理審査委員会で承認された治療法

当院の倫理審査委員会にて、下記の治療法が承認されました。

この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、病院スタッフまでお知らせください。

実施内容	せん妄に対する抗精神病薬の適応外使用
対象者	せん妄と診断された患者、およびせん妄が疑われた患者
承認日	2026 年 6 月 8 日
承認期間	2026 年 6 月 8 日～永続
概要	せん妄とは、身体疾患や薬剤、手術などが原因となり、意識障害や認知機能低下が起こる状態です。せん妄に対する適応症のある薬剤はチアプリドのみになりますが、実際は抗精神病薬が使用されており、社会保険診療報酬支払基金ではハロペリドール、リスペリドン、クエチアピン、ペロスピロンの4剤がせん妄に処方されるとして記載されています。 当院ではその他としてブロナンセリンテープも選択肢に加え、薬物治療を実施したいと考えます。 想定される不利益について 各薬剤の添付文書に記載された用法用量に準じて治療を行います。そのため一般的に想定される副作用と同等と考えます。適宜、精神科医師の診察も受けていただき、症状が改善した場合は速やかに薬を中止していきます。